

定款の変更

変更前	変更後	理由
第1章 総則 (事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県尼崎市に置く。	第1章 総則 (事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県尼崎市に置く。 2 この法人は、前項のほか、 <u>その他事務所を京都府京都市内に置く。</u>	従たる事務所を京都に開設するため
第2章 目的及び事業 (特定非営利活動の種類) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 (2) 社会教育の推進を図る活動 (3) まちづくりの推進を図る活動 (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 (5) 環境保全を図る活動 (6) 子供の健全育成を図る活動 (7) 情報化社会の発展を図る活動 (8) 経済活動の活性化を図る活動 (9) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 (10) 特定非営利活動促進法(以下「法」という。)別表1～16に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	第2章 目的及び事業 (特定非営利活動の種類) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 (2) 社会教育の推進を図る活動 (3) まちづくりの推進を図る活動 (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 (5) 環境保全を図る活動 (6) <u>人権の擁護または平和の推進を図る活動</u> (7) 子供の健全育成を図る活動 (8) 情報化社会の発展を図る活動 (9) 経済活動の活性化を図る活動 (10) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 (11) 特定非営利活動促進法(以下「法」という。)別表1～16に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	総合センターでの人権問題に本格的に取り組むため
(事業) 第5条 この法人は第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 特定非営利活動に係る事業 ① 福祉従事者サポート事業 ② 社会教育事業 ③ 文化イベント事業 ④ 環境保全活動 ⑤ 情報・コンテンツ事業 ⑥ 職業紹介事業 ⑦ 人材派遣事業 ⑧ ITサポート・パソコン研修事業 ⑨ NPO法人・ボランティア支援事業 ⑩ その他目的達成のために必要な事業	(事業) 第5条 この法人は第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 特定非営利活動に係る事業 ① <u>高齢者・障害者支援</u> ② <u>学習するまちづくり</u> ③ <u>地域産業の活性化、コミュニティ作り</u> ④ <u>カルチャー教室、イベントサポート</u> ⑤ <u>環境保全活動</u> ⑥ <u>人権啓発活動</u> ⑦ <u>地域の子育て支援、学童保育、学習支</u> ⑧ <u>ICTサポート、パソコン教室</u> ⑨ <u>起業支援、コミュニティービジネスの推</u> ⑩ <u>職業訓練、就職支援</u> ⑪ NPO法人・ボランティア支援事業 ⑫ その他目的達成のために必要な事業	定款の活動の分類が古くなり現状と合わなくなっているのので、整合性を取るため